

一般社団法人 函数方程式論刊行会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は一般社団法人 函数方程式論刊行会 と称する。

(目的および事業)

第2条 当法人は函数方程式の振興に関する活動を行い、もって学術および科学技術の振興に寄与することを目的とし兵庫県内において次の事業を行う。

1. 函数方程式に関する学術雑誌の編集および発行。
2. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業。

(主たる事務所)

第3条 当法人は主たる事務所を神戸市灘区に置く。当法人は理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(種別)

第5条 この法人に次の種別の会員を置き、この法人の正会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。また社員は正会員である。

- (1) 正会員。函数方程式論又はこれと関係ある学術の知識を持ちこの法人の目的に賛同した個人。
- (2) 賛助会員。この法人の事業を賛助するため入会した個人または法人。

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定めるところにより、会員は会費を納めるものとする。

(退会)

第8条 会員は、別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議をもって当該社員を除名することができる。

1. 本定款その他の規則に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格喪失)

第 10 条 会員は退会、除名のほか、死亡した時会員資格を喪失する。

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第 11 条 会員は会員資格を喪失したときこの法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし既納の会費はこれを返還しない。

第 3 章 役員、理事会

(理事の設置)

第 12 条 当法人に、理事 3 名以上 4 名以内を置く。理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任)

第 13 条 理事は、社員総会において、総社員の議決権の 3 分の 2 以上を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって選任する。

(機関の設置)

第 14 条 当法人は、理事会及び監事 1 名を置く。

第 4 章 計算

(事業年度)

第 15 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 16 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第5章 定款変更、解散・精算

(定款の変更)

第17条 社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議をもってこの定款を変更することができる。

(解散)

第18条 この法人は法律に定める事由のほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議をもって解散することができる。

(残余財産の帰属)

第19条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は贈与する。

第6章 附則

(設立時社員) Web版では省略。

平成26年11月11日